

御家族が亡くなられたときの主な手続き

(手続きは亡くなられた方によって異なりますので、ご注意ください。)

項目	手続き内容	窓口		
死亡届 (戸籍)	死亡届を提出すると、改めて戸籍に関する手続きは必要ありません。亡くなられた方の本籍地以外の市区町村に死亡届を提出された場合は、本籍地の市区町村に通知があります。その場合は通知が届いてから戸籍の記載をすることになりますので、戸籍ができるまで一週間程度かかります。	住民人権課 Tel 739-3418 吉川支所 Tel 738-0841		
住民票	死亡届によって死亡事項を住民票に記載しますので、住民登録に関する手続きは必要ありません。ただし、亡くなられた方が世帯主で、その世帯にご家族が2人以上いる場合は、世帯主変更の手続きが必要です。			
住民基本台帳カード 個人番号カード 通知カード	年金・税申告等のお手続きが必要な場合がありますので、手続き終了後返却してください。			
印鑑登録	印鑑登録証を返却してください。			
特別永住者カード	カードを返却してください。また本国へ死亡の届出をしてください。			
在留カード	出入国在留管理局へ在留カードを返納してください。また本国へ死亡の届出をしてください。			
児童手当	児童手当を受けている方又は児童が亡くなった場合は、窓口で手続きをしてください。	福祉課 Tel 739-3420 福祉相談支援室 (吉川支所) Tel 738-0841		
児童扶養手当	児童扶養手当を受けている方又は児童が亡くなった場合は、窓口で手続きをしてください。			
特別児童扶養手当	特別児童扶養手当を受けている方又は児童が亡くなった場合は、窓口で手続きをしてください。			
障害福祉サービス受給者証	受給者証を返却してください。			
身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳	死亡の届出をし、手帳を返却してください。			
国民健康保険	喪失の届出をし被保険者証を返却してください。また、葬祭費支給の手続きをしてください。 * 国民健康保険以外の健康保険にご加入の方は、加入されている健康保険の事務所(勤務先等)にお問い合わせください。	保険課(国保グループ) Tel 739-3422 吉川支所 Tel 738-0841		
後期高齢者医療	喪失の届出をし被保険者証を返却してください。また、葬祭費支給の手続きをしてください。			
医療費助成	喪失の届出をし医療証を返却してください。 * 乳幼児・重度障害者・ひとり親家庭・老人等の各種医療費助成の医療証をお持ちの方。			
国民年金	被保険者・・・14日以内に死亡の届出をしてください。遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金等の請求について、窓口でご相談ください。 受給者・・・未支給請求については、窓口でご相談ください。 * 厚生年金の手続きについては、豊中年金事務所(06-6848-6831)までお問い合わせください。 * 共済年金の手続きについては、各共済組合(勤務先等)までお問い合わせください。			
介護保険	被保険者証を返却してください。 * 負担割合証・負担限度額認定証を交付されている場合は併せて返却してください。	保険課(介護グループ) Tel 739-3421 吉川支所 Tel 738-0841		
外出支援利用者	利用券が余っている場合は、窓口で返還すればその費用の還付請求ができます。	健康増進課 Tel 738-3813 * 東地区の方については、保険課で受付しています。		
おむつ給付を受けている方	給付券が余っている場合は、窓口で返還すればその費用の還付請求ができます。			
高齢者見守り事業	中止の届出をしてください。			
緊急通報装置の貸与	中止の届出をしてください。			
町税	* 固定資産税納税者の場合は、「代表納税者選任届」を提出してください。 * 軽自動車税納税者の場合は、納税者の変更を行ってください。 * 口座振替をご利用の方の場合は口座振替廃止または振替口座変更の届出をしてください。	税務課 Tel 739-3417 吉川支所 Tel 738-0841		
役場以外の手続きについて	窓口	電話番号	豊能町役場 FAX	FAX739-1980
特定疾患などについて	池田保健所	Tel 072-751-2990	吉川支所 FAX	FAX738-3407
相続税などの国税について	豊能税務署	Tel 072-751-2441		
自動車税などの府税について	豊能府税事務所	Tel 072-752-4111		